

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（建築住宅課）

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則をここに公布する。

平成26年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第42号

島根県建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（通行障害建築物となる建築物の高さの特例）

第2条 省令第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 建築物の地盤面が、当該建築物の敷地に接する建築物集合地域通過道路等の中心線の路面より低い位置にある場合
- (2) その敷地が都道府県耐震改修促進計画に係る道路に接する建築物で、その主要構造部が木造である場合

2 省令第4条の規則で定める距離は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離とする。

- (1) 前項第1号に掲げる場合 政令第4条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、建築物の地盤面から当該道路の中心線の路面までの高さに相当する距離を加えた距離
- (2) 前項第2号に掲げる場合 政令第4条各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める距離に、建築物の地盤面から当該建築物のいずれかの部分までの高さから、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第7号に規定する軒の高さを減じて得た値に相当する距離（当該距離が零を下回る場合は、零とする。）を加えた距離
（要安全確認計画記載建築物等の耐震診断の結果の報告書に添付する書類）

第3条 省令第5条第4項（省令附則第3条において準用する場合を含む。）の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 第三者判定機関（建築物の地震に対する安全性を適切に評価するための知識及び能力を有する者として知事が認めるものをいう。以下同じ。）が交付した耐震診断の結果を証する書類の写し。ただし、平成25年11月25日前に耐震診断を行った場合は、これと同等と認められるもの
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第1項の規定による報告を要する建築物にあつては建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5条第3項本文の報告書のうち直近のもの写し、同法第12条第1項の規定による報告を要しない建築物にあつてはこれと同等と認められるもの
- (3) その他知事が必要と認めるもの
（計画の認定の申請書に添付する書類）

第4条 省令第28条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画が当該基準に適合していることを第三者判定機関が証する書類の写し
- (2) 前条第2号に規定する建築物にあつては、同号に掲げる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類
（計画の認定の申請書に添付することを要しない書類）

第5条 省令第28条第11項の規定により、法第17条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の計画の認定を受けようとする建築物の耐震改修の計画について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第28条第2項の規定にかかわらず、同項に規定する構造計算書を添付することを要しないものとする。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付する書類）

第6条 省令第33条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 耐震関係規定に適合するものとして法第22条第2項の認定を受けようとする建築物について検査済証（建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第16項に規定する検査済証をいう。第3項第1号において同じ。）の交付がなされた後も耐震関係規定に適合していることを建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士をいう。）が証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

2 省令第33条第2項第1号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について当該基準に適合していることを第三者判定機関が証する書類の写し

(2) 第3条第2号に規定する建築物にあっては、同号に掲げる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

3 省令第33条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について検査済証の交付がなされた後も当該基準に適合していることを省令第5条第1項各号のいずれかに掲げる者が証する書類

(2) その他知事が必要と認める書類

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請書に添付することを要しない書類）

第7条 省令第33条第3項の規定により、法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合するものとして同項の認定を受けようとする建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第33条第2項の規定にかかわらず、同項第1号に規定する構造計算書を添付することを要しないものとする。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付する書類）

第8条 省令第37条第1項第3号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 法第25条第2項の認定を受けようとする区分所有建築物が同項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを第三者判定機関が証する書類の写し

(2) その他知事が必要と認める書類

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請書に添付することを要しない書類）

第9条 省令第37条第2項の規定により、法第25条第2項の認定を受けようとする区分所有建築物について同条第1項の規定により認定の申請をしようとする者は、省令第37条第1項の規定にかかわらず、同項第2号に規定する構造計算書を添付することを要しないものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。